

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める  
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示  
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市放送施設等整備事業の部、鹿屋市放送施設等撤去事業の部及び鹿屋  
市町内会活動支援事業の部を削り、同表鹿屋市地域内フィーダー系統運行対策事業  
の部(車両改造費補助金)車両の改造に要する経費(国庫補助金を控除した額)の  
項及び(新規運行等準備経費補助金)新規運行等の準備に要する経費(国庫補助金  
を控除した額)の項中「(昭和26年法律第183号)」を削る。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。